パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市下水道条例の見直しについて

意見募集期間

平成 29 年 (2017年)

7月26日(水)~8月25日(金)

お問い合わせ先:上下水道局技術部下水道管渠課 電話 046-822-8616 (直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地方分権一括法)」(第1次、第2次)による下水道法の一部改正に伴い、国の省令で定められていた「公共下水道の構造の基準」及び「終末処理場の維持管理」について、平成25年4月1日、本市の条例で定めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

《見直す条例》

横須賀市下水道条例

【目次】

♦	横須賀市下水道条例の見直しの内容について	2
♦	意見の提出方法	3

◆ 横須賀市下水道条例の見直しの内容について

1 条例名

横須賀市下水道条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、条例の改正を行わないことといたします。

(理由)

下水道法施行令の基準等が改正されていないこと、また、適切な公共下水道の設置、維持管理等、円滑な下水道事業の遂行について検討した結果、現行条例の運用上の課題は見受けられず、改正の必要はないと判断いたしました。

意見の提出方法

- 1 提出期間 平成29年(2017年)7月26日(水)から8月25日(金)まで
- 2 あて先 上下水道局技術部下水道管渠課管渠技術管理係
- 3 提出方法
 - ○書式は特に定めておりません。
 - ○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の 項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害 関係があることを証する事項
 - ○次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ·上下水道局技術部下水道管渠課(横須賀市役所1号館8階)
 - ・市政情報コーナー (横須賀市役所2号館1階34番窓口)
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送

〒238−8550

横須賀市小川町 11 番地 横須賀市上下水道局 技術部下水道管渠課

- (3) ファクシミリ 046-821-4611
- (4) 電子メール

spdd-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。 いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやか に公表いたします。